

山口市立阿知須小学校

いじめ防止基本方針

～よさが輝く学校を目指して～



平成30年4月(改定)

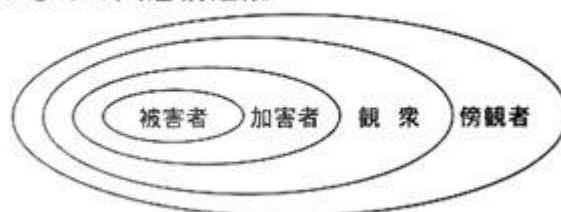
1 いじめの防止のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法（以下「法」）第2条より」

いじめは、決して許されない人権侵害行為であり、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の側に立つことが必要である。いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の上、いじめの四層構造を念頭に置き、いじめ

いじめの四層構造論



る・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、傍観することなく仲裁するなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を醸成することが大切である。

また、一見するといじめではないように思われる「いじり」等についても、いじられている本人が、苦痛を感じている場合は、いじめととらえるなど、いじめられる側に立ったいじめの認知が重要となる。

(2) いじめの防止

いじめは、人権問題であるとの認識を持ち、未然防止の観点から、家庭や地域、関係機関と連携・共同し、全ての児童を対象とした道徳教育や人権教育、情報モラル教育など、健全育成に係る取組を効果的に推進していくことが必要である。

そこで、学校においては、児童が本来持っているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切であり、本校の学校教育目標である「よさの輝く学校」に向けた教育活動を全教職員で実践していく。そのために、日常から教職員間で児童の様子について自由に話し合えるような人間関係を構築して行く。

加えて、学級や学年、学校が、全ての児童にとって、安全に過ごせる居場所になるようにしていくとともに、教職員の危機意識を高め、重大な災害や事故の未然防止に努める。

いじめ防止に向けた阿知須小学校の重点取組

「特別の教科 道徳」を中心とした道徳教育の充実と地域の特色を生かした教育活動の推進により、いじめを許さない強い心と誰でも受け入れる豊かな心を育みます。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめは、四層構造にも示されているように、構造的にいじめ行為が見えにくい一面があることから、児童の些細な変容について、関わる全ての教職員が児童の状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機感を持ち、いじめを軽視したり、

隠したりすることなく、可能な限り早期にいじめを認知する。

一旦いじめを認知した場合は、迅速かつ適切な指導・支援を行い、児童にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるように、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解消されるまで、組織による粘り強い対応を行う。特に、市教委に対しては、いじめ速報カードを活用し、いじめ認知後24時間以内の報告を行い、早期の情報の共有を行う。また、解消後も、きめ細かく見守りを行うなど継続した支援を行う。解消が見られた場合にも、市教委に対していじめ続報カードによる報告を行い、確実な情報の共有を図ることとする。

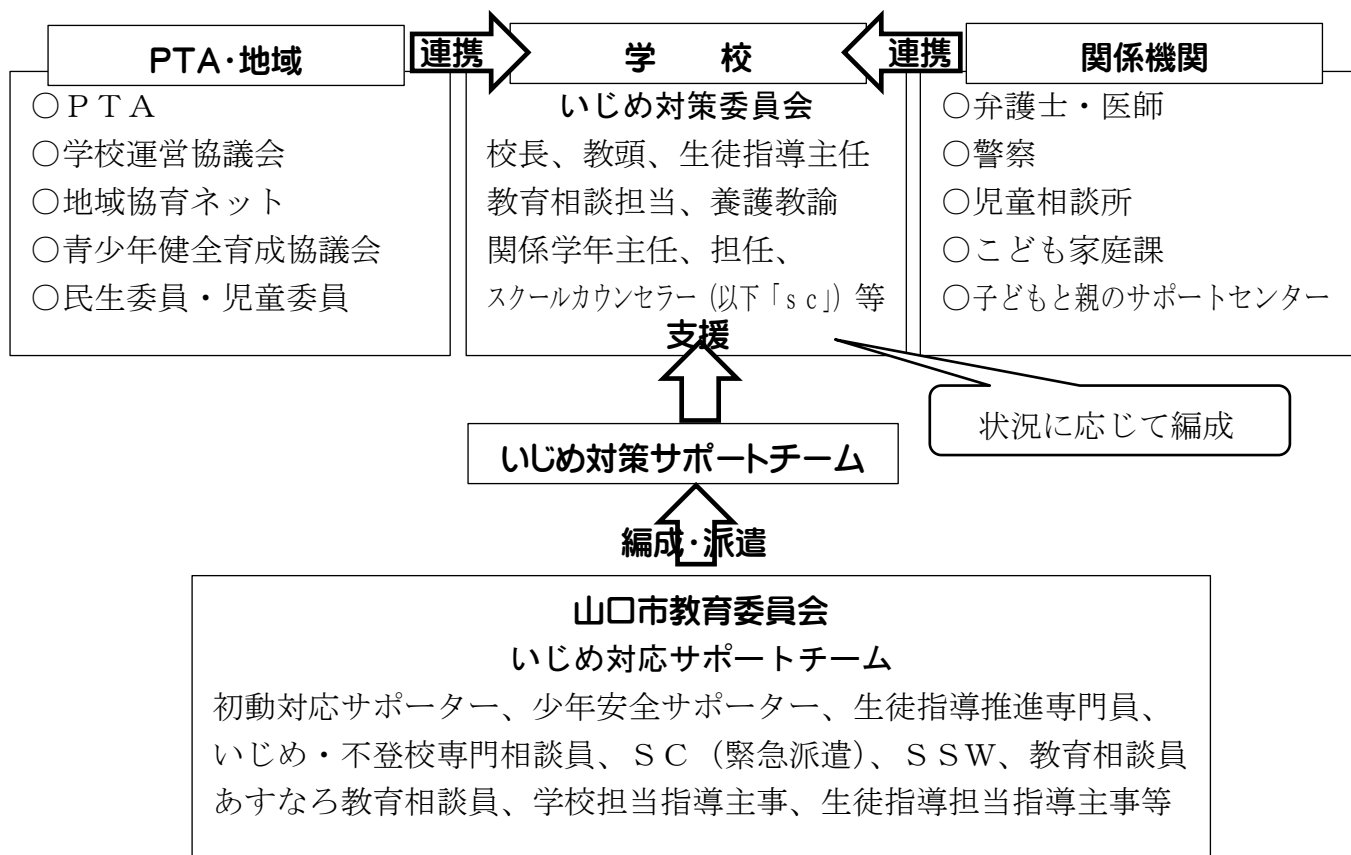
いじめの早期発見・早期対応に向けた阿知須小学校の重点取組

週一アンケートの確実な実施とアンケート結果に応じた教育相談により、組織的な対応を即座に開始し、いじめの早期解消を目指します。

2 いじめ防止等の対策のための組織

阿知須小学校は、法第22条により、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

(1) いじめ対策組織



(2) 役割

- ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成、検証、修正を行う。
- ② 教職員への共通理解と児童、保護者、地域に対する意識の啓発を図る。
- ③ いじめの未然防止、早期発見の取組を企画・推進する。
- ④ いじめ事案に対して中核となり、組織的かつ迅速に誠意を持って対応する。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 命や人権を尊重する豊かな心の育成（重点取組事項）

- ・「特別の教科 道徳」を基盤とした道徳教育の充実
- ・人権教育の充実（人権擁護委員との連携）
- ・情報モラル教育の充実（学校保健安全委員会等との連携）

(2) 生徒指導・教育相談体制の充実と強化

- ・生徒指導の合言葉「One チーム～気持ちのそろった教職員集団～」
大切にする3つのポイント

第1ポイント スピード（スピードは誠意）

- その日に起こったことは、その日に解決しよう。
- 気持ちよく帰宅できる教職員集団になろう。

第2ポイント 情報（情報なくして判断無し）

- 子どもの姿からこれからの指導・支援を語り合おう。
- どんな小さなことでも「ワイガヤ」できる教職員集団になろう。

第3ポイント 共同（One for all All for one）

- 「なぜやるのか」を大切にしたい指導を行おう。
- 学年や分掌を超えて助け合える教職員集団になろう。

(3) 「AFPYの5つの視点」に基づく授業改善の推進

- ・基礎的かつ基本的な学力の定着（自己肯定感・自己有用感の重視）
- ・共感的理解に基づく話し合い活動の活性化（コミュニケーション能力の向上）

(4) 児童相互の人間関係づくり

- ・縦割り班による異学年交流の活性化と日常化
- ・児童会活動や地域の特色を生かした体験的な活動の充実

(5) 保護者へ地域との連携

- ・保護者会やPTAの各種会議におけるいじめの実態や指導方針の情報提供
- ・授業開会や学校便り等による広報活動

(6) 校種間連携の充実

- ・3校生徒指導連絡協議会の開催

- ・幼保小連絡協議会の開催

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 教育相談体制の充実

- ・定期的な教育相談習慣の設置
- ・週1回の生活アンケートの実施（無記名アンケートとの併用）

(2) 多面的な情報収集と児童理解

- ・日記等の活用（振り返りカード等への教師の赤ペン）
- ・児童理解の会による情報の共有と指導の共通化
- ・不登校早期対応カードの活用

(3) 病気以外の理由で欠席が続く児童への対応（「心をつなぐ1・2・3運動」の実施）

- ・欠席1日目は、家庭連絡
- ・欠席2日目（連続）は、家庭訪問
- ・欠席3日目（連続）は、ケース検討会議の実施

(4) 家庭・地域との連携

- ・迅速な情報公開（学校ホームページの決め細やかな更新）
- ・学校評価の公表等の積極的情報発信

(5) 研修の充実

- ・SCやSSW等と連携した組織的・計画的な研修（情報モラル教育の充実）

5 いじめに対する措置

(1) いじめに対する措置の基本的な考え方

- ① いじめを認知したときは、特定の教職員が抱え込まずに速やかに組織的に対応する。
- ② 被害児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、加害児童には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ③ いじめの問題解決にあたっては、謝罪や責任を問うことにのみ主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- ④ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

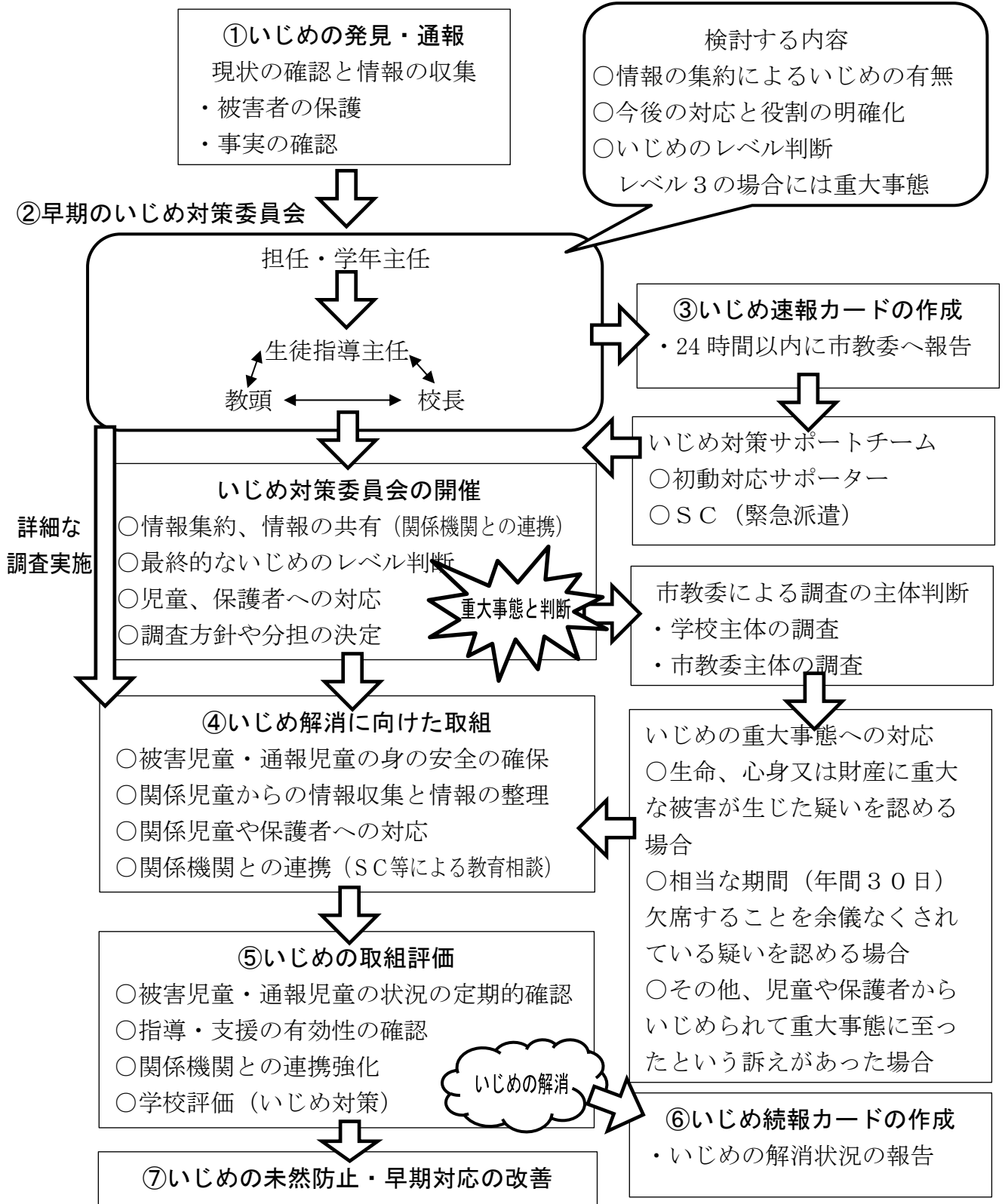
- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、事実を確認する。軽微な事案でも、関係職員（生徒指導主任）へ連絡し、対応を確認する。
- ② いじめを発見したり通報を受けたりした場合は、速やかに「いじめ対策委員会」を開き、情報を共有し、役割を分担する。
- ③ 関係児童から事情を聞き取るなどして、情報収集を速やかに行い、いじめの事実の有無を確認する。
- ④ いじめの事実が確認された場合には、事実関係を保護者に伝える。更に、認知から24時間以内に、いじめ速報カードにより市教委へ報告する。
- ⑤ いじめを受けた児童や保護者に対する支援を行う。その際、いじめられている児童

にも責任があるという考えはあってはならない。

⑥ いじめを行った児童への指導を行い、いじめは人権問題であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。その際には、保護者にも対応が適切に行えるように協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

⑦ いじめを受けた児童の心をケアするために、S C等と連携を図りながら指導を行う。

【いじめ対応フロー図】



6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより、学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1号)

【重大事態と想定されるケース】

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な障害を負った場合（精神性の疾患を発症した場合も含む）
- 金品等に重大な被害を被った場合等

- ② いじめにより、学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第2号)

(2) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生したといじめ対策委員会で判断した場合には、即座に市教委へ連絡をする。
- ② 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、重大事態が発生したものとして対処する。

(3) 重大事態の調査

【調査の主体が学校の場合】

- ① 「いじめ対策委員会」が中心となり、市教委の指導の下、全教職員体制で調査を行い、事実関係を明確にする。調査項目等については、統一し、聞き取る教職員によって、内容が異なることがないようにする。
- ② 調査の際には、被害児童の保護者の意向を踏まえ、適切な専門家を加えるとともに、直接利害のない第三者の参加を図り、調査の公平性と中立性を確保する。
- ③ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。また、調査の進捗状況については、被害児童やその保護者に、適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果（調査報告書）を教育委員会に報告する。（事前に保護者へ報告をする）
※保護者に報告する場合には、調査報告書に保護者の意見書を添えることができることを伝える。
- ⑤ プライバシーに配慮した上で、被害児童やその保護者の意向を踏まえ、保護者説明会等により、いじめの概要を説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

【調査の主体が市教委の場合】

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

7 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの未然防止に関わる取組に関すること
- (2) いじめの早期発見早期対応に関わる取組に関すること

